イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ヨ　（略）
六　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～カ　（略）
七　法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
ニ～タ　（略）

（法第十七条の二十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意）

第十七条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ヨ　（略）
六　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～カ　（略）
七　法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第四号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別
ニ～タ　（略）

（法第十七条の十四第四項第五号に掲げる事項に関する同意）

第十七条　認定市町村は、法第十七条の十四第十一項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
ニ～ヲ　（略）
二　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
三　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
四　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
五　法第十七条の二十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
ニ～ヲ　（略）
二　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
三　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
四　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
五　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項